

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年8月28日(2008.8.28)

【公開番号】特開2008-104633(P2008-104633A)

【公開日】平成20年5月8日(2008.5.8)

【年通号数】公開・登録公報2008-018

【出願番号】特願2006-290014(P2006-290014)

【国際特許分類】

A 47 L 11/22 (2006.01)

F 24 F 13/28 (2006.01)

【F I】

A 47 L 11/22  
F 24 F 1/00 3 7 1 A

【手続補正書】

【提出日】平成20年7月10日(2008.7.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

底部が開口した筐体と、

筐体の一端寄り両壁に回転自在に枢支されロール状のブラシと、

筐体内のブラシを除いた他端側に形成されたダストボックスと、

ダストボックスの開口部を閉鎖自在とする蓋と、

筐体における蓋とは反対側の内面に先端がブラシの表面と接触するよう取り付けられたゴミ掻き取り部材と、

を備えたことを特徴とする清掃装置。

【請求項2】

前記蓋が、回動して前記ダストボックスの開口部を開閉するものであって、前記ブラシの回転軸と前記蓋の回転軸とが同軸であることを特徴とする請求項1記載の清掃装置。

【請求項3】

前記ゴミ掻き取り部材が前記筐体に一端を固定されたバネで前記ブラシに向けて常時付勢されていることを特徴とする請求項1又は2記載の清掃装置。

【請求項4】

前記筐体又は前記蓋に取っ手が設けられたことを特徴とする請求項1～3のいずれかに記載の清掃装置。

【請求項5】

前記筐体と前記蓋の両方又はいずれか一方が透明であることを特徴とする請求項1～4のいずれかに記載の清掃装置。

【請求項6】

前記筐体と前記蓋とが着色透明であることを特徴とする請求項1～4のいずれかに記載の清掃装置。

【請求項7】

前記筐体と前記蓋の両方の全部又は一部にシボ加工が設けられたことを特徴とする請求項1～4のいずれかに記載の清掃装置。

【請求項8】

前記筐体と前記蓋とに抗菌、防カビ剤が入れられたことを特徴とする請求項1～7のいずれかに記載の清掃装置。

【請求項9】

請求項1～8のいずれかに記載の清掃装置が、フィルタを有する機器のフィルタに接触するように配置されたことを特徴とするフィルタを有する機器。

【請求項10】

前記フィルタを有する機器、空気清浄機、換気扇又は空気調和機の室内機のいずれかであることを特徴とする請求項9記載のフィルタを有する機器。

【請求項11】

箱形状の室内機本体と、

前記室内機本体の前面に設けられた前面グリルと、

この室内機本体の上部に設けられた吸込口と、

前記室内機本体の下部に設けられた吹出口と、

前記室内機本体の内部の前記吸込口側に設けられた熱交換器と、

前記室内機本体の内部の前記吹出口側に設けられた送風機と、

前記熱交換器と前記吸込口および前記前面グリルの一部との間に設けられたフィルタと、

このフィルタと前記前面グリルとの間に、前記フィルタと接触するように配置された請求項1～8のいずれかに記載の清掃装置と、を備え、

前記フィルタが、下方に移動した後に元の位置に戻るように構成され、このフィルタの移動により、前記清掃装置が、前記フィルタに付着した埃を取り除くことを特徴とする空気調和機の室内機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】清掃装置及びフィルタを有する機器及び空気調和機の室内機

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明に係る清掃装置は、底部が開口した筐体と、筐体の一端寄り両壁に回転自在に枢支されロール状のブラシと、筐体内のブラシを除いた他端側に形成されたダストボックスと、ダストボックスの開口部を閉鎖自在とする蓋と、筐体における蓋とは反対側の内面に先端がブラシの表面と接触するよう取り付けられたゴミ掻き取り部材とを備えたものである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

以上説明したように本発明に係る清掃装置は、底部が開口した筐体の一端寄り両壁にロール状のブラシが回転自在に枢支され、筐体内のブラシを除いた他端側にダストボックスが形成され、そのダストボックスの開口部を蓋で閉鎖自在とし、筐体における蓋とは反対側の内面に先端がブラシの表面と接触するようゴミ掻き取り部材が取り付けられているので、蓋が開いてもゴミ掻き取り部材の先端はブラシの表面と接触したままであり、ゴミ掻

き取り部材にはユーザーが触りにくくなつてあり、ゴミ掻き取り部材でユーザーが怪我の恐れのない安全な清掃装置を得ることができるという効果がある。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

実施の形態8.

本発明の実施の形態8の清掃装置は、上記実施の形態1～4の清掃装置1の筐体2と蓋5とに抗菌、防カビ剤を入れたものである。

この実施の形態8では、清掃装置1の筐体2と蓋5とに抗菌、防カビ剤を入れたので、ダストボックス4内に溜まつたゴミ10によるカビや雑菌の繁殖を抑えることができる。